

異種穀粒に関する資料

令和元年12月23日

農林水産省
政策統括官

目 次

1	第2回検討会（11月25日）での主な御意見	1
2-1	異種穀粒の規格について（現行規格の内容）	3
2-2	異種穀粒について	4
2-3	異種穀粒の区分別格落数量に関する調査結果	5
2-4	異種穀粒の統合規格案	6

1 第2回検討会（11月25日）での主な御意見

【異種穀粒に関する御意見①】

- 異種穀粒について、統一してもいい。1等から3等までの規格の数字、0.4%、0.8%、1.7%というのは、この程度の分類を一つの基準に設けるとすることは適当だろうと考えます。
- 規格を一本化するということに異存はない。水準は概ね妥当ではないかと思っております。
- 区分廃止というのは妥当なものだと思います。水準はどちらに偏るといってもなく、非常に工夫されているものだと思います。
- 結論から言うと賛成。もみがたくさん入ってしまうと精米機が詰まってしまう可能性があり、どの位の量で詰まるかは検証が必要。
- 3区分を統合するというのは進めて良い。コンタミに対する問題意識を、生産現場で非常に高く持ってきたというこではないか。
- 統合案については、賛成。ただ、この1等、2等、3等の0.4%、0.8%、1.7%の数値については少し議論が必要。この基準値の中でクサネムですとかもみの混入が非常に増えると、やはり非常に厳しいかなと思っておりますが、見直すということに関しては賛成。
- 統合規格案の方は賛成したい。もみの場合は今、粳摺機自体がもみを入れたくても入れられない。これから新しい機械に当然どんどん変わっていくはずなので、比率も多分、相当下がっていくのではないか。
- 規格の統合についてはまず賛成です。それから具体的な数値ですが、根拠としている事実がはっきりしていますし、お話を皆さんから聞いていますと、大体現場感覚に合っているようにうかがえますので、これも妥当と思う。
- 統合案に賛成。ただ、パーセンテージにつきまして、0.4%、0.8%、1.7%、この数字だけ見ると、緩やかになったと受けとめられかねないような気がします。

1 第2回検討会（11月25日）での主な御意見

【異種穀粒に関する御意見②】

- これでよろしいのではないか。バランスについては、これまでの経緯、これまでの数値を足し合わせていますので、この数値でも良いと感じています。
- 1等の0.4%だけを見た時に緩和した、というような印象を与えてしまうと懸念しております。緩和した印象を受けるようであれば、現状の0.3%でより厳しくなったという形の方が良いのかなとは思っています。
- これ（1等）を0.3%にすると、非常に厳しくなってしまう。0.3%にすることとはもみだけであればいいですが、精米がもし1粒でも入れば、さらに今までよりもきつい格付になる。できればこの0.4%というのも、もっと緩和しても良いのではないか。
- 見た目上は緩やかになったととられがちではないかという懸念があります。
- （3項目を1項目にすることは決めるとの提案について）生産者からいうと、0.6%とか0.7%までオーケーだったのが0.4%になったということであれば、逆に厳しくなっている。もっと厳しくという話になると、ちょっと話が違ってくる。

【座長の整理】

異種穀粒につきましては、概ね合意をいただいたところではありますが、1等、2等、3等の数字のバランスですね。これについてはまだ一致できませんでしたので、それぞれのいろいろなデータなり、お立場なりを踏まえての御意見は貴重な御意見ですので、また事務局の方から次回、今回のを含めまして複数御提示して、委員の皆様にご議論いただきたいということになっております。

2-1 異種穀粒の規格について(現行規格の内容)

- 現在の異種穀粒に関する規格は、平成元年以来のもので、当時は麦の混入が問題となったことから最も厳しい基準（1等米の混入限度：0.1%）を設定。

[農産物検査規格(うるち玄米)]

【平成13年から現在】

項目 等級	最低限度			最高限度						
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いた もの(%)	
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

【平成元年から平成12年まで】

項目 等級	最低限度			最高限度							
	容積重 (グラム)	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
					計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
								もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いた もの(%)	
1等	810	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	790	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	770	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6
等外	(最高限度) 770	—	—	15.0	100	100	5.0	5.0	5.0	5.0	1.0

【昭和63年まで】

項目 等級	最低限度			最高限度							
	容積重 (グラム)	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
					計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒		異物 (%)	
								もみ (%)	もみを除いた もの(%)		
1等	810	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.3	0.2	
2等	790	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.5	0.4	
3等	770	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	1.0	0.6	
等外	(最高限度) 770	—	—	15.0	100	100	5.0	5.0	5.0	1.0	

2-2 異種穀粒について

- うるち玄米の「異種穀粒」は、農産物規格規程（平成13年2月26日農林水産省告示第244号）において、「その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。」と規定。
- 「異種穀粒」のうち「もみ及び麦を除いたもの」は、「精米」、「もち玄米」等が含まれ、雑草の種子は含まれない（「異物」に含まれる）。

【うるち玄米の「異種穀粒」に関する規定】

- 農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）（抜粋）
 - 定義
「その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。」

- もみ及び麦を除いた「異種穀粒」の例
 - 精米
 - もち玄米
 - あわ、ひえ

（参考）現行の規格基準

項目 等級	異種穀粒		
	もみ (%)	麦 (%)	もみを除いた もの(%)
1等	0.3	0.1	0.3
2等	0.5	0.3	0.5
3等	1.0	0.7	1.0

【うるち玄米の「異物」に関する規定】

- 農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）（抜粋）
 - 定義
「穀粒を除いた他のものをいう。」
※土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならないことを規定。

- うるち玄米に混入する「異物」の例
 - クサネムなどの雑草の種子
 - 稲わら
 - 粃がら

（クサネムの種子と玄米）



（富山県適正農業規範より引用）

2-3 異種穀粒の区分別格落数量に関する調査結果

- 異種穀粒の3区分別格落数量について、「もみ」を理由とする格落は86.3%、「麦」を理由とする格落は0%、「もみ及び麦を除いたもの」による格落は13.7%。
- 異種穀粒のうち「もみ及び麦を除いたもの」は一定程度存在し、「もみ」と「もみ及び麦を除いたもの」の比率は、もみ100とした場合、「もみ及び麦を除いたもの」が、2等は20.6%、3等は47.8%、規格外は69.2%。

第2回検討会資料

(単位:トン)

	平成30年産米の総検査数量① (平成31年3月末現在)		調査対象機関の検査数量③				
	うち異種穀粒による格落数量②		うち異種穀粒による格落数量④				うち区分別数量を整理していない機関
			うち区分別数量のデータを保有している機関				
			うち「もみ」による格落数量(割合)⑤	うち「麦」による格落数量(割合)⑥	うち「もみ及び麦を除いたもの」による格落数量(割合)⑦		
調査対象県(※)	2,209,732	6,939	2,502 (100.0%)	2,160 (86.3%)	0 (0.0%)	342 (13.7%)	677
その他都道府県	2,114,751	5,512					
全国計	4,324,483	12,451					

※ 調査対象県の異種穀粒による格落数量は、全国の55.7%を占める。
※ データは、平成30年産(平成31年3月末現在)である。

資料: 穀物課作成資料

「もみ」及び「もみ及び麦を除いたもの」の等級別比率

等級	もみ	もみ及び麦を除いたもの
2等(上限基準0.3%超)	100	: 20.6
3等(上限基準0.5%超)	100	: 47.8
規格外(上限基準1.0%超)	100	: 69.2



「もみ」及び「もみ及び麦を除いたもの」の等級別比率から試算した統合格格案の適正水準

- [1等]
 $(もみ)0.3\% + (もみ及び麦を除いたもの)0.3\% \times 20.6\% = 0.36\%$
- [2等]
 $(もみ)0.5\% + (もみ及び麦を除いたもの)0.5\% \times 47.8\% = 0.74\%$
- [3等]
 $(もみ)1.0\% + (もみ及び麦を除いたもの)1.0\% \times 69.2\% = 1.69\%$

※「異種穀粒の区分別格落数量に関する調査」協力機関のうち「もみ」及び「もみ及び麦を除いたもの」の等級別データを保有し、比較が可能なものについて集計(区分別数量のデータを保有している機関の約3割)

2-4 異種穀粒の統合規格案（水稻うるち玄米）

【現行】

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を 除いたもの(%)								
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

【統合案】

(案1) 現行規格の「もみ」の基準値

項目 等級	異種穀粒
1等	0.3
2等	0.5
3等	1.0

(案2) 第2回検討会提示案

項目 等級	異種穀粒
1等	0.4
2等	0.8
3等	1.7

(案3) 現行規格の「麦」を削除

項目 等級	異種穀粒	
	もみ (%)	もみを除いた もの(%)
1等	0.3	0.3
2等	0.5	0.5
3等	1.0	1.0

(案4) 現行規格の「もみ」と
「もみ及び麦を除いたもの」の基準値合計

項目 等級	異種穀粒
1等	0.6
2等	1.0
3等	2.0